

携帯電話料金の低廉化に向けて

— 電気通信事業法の一部を改正する法律案 —

大澤 敦
(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案提出の背景・経緯
 - (1) 電気通信役務の利用者保護のための制度整備等の経緯
 - (2) 携帯電話料金の更なる低廉化に向けた検討
3. 本法律案の概要
 - (1) モバイル市場の競争促進（通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止）
 - (2) 媒介等業務受託者（代理店）の届出制度の導入
 - (3) 電気通信事業者・届出媒介等業務受託者（届出代理店）の勧誘の適正化
 - (4) 施行期日、検討条項
4. 本法律案の主な論点
 - (1) これまでの行政指導等による対応の検証と法改正の必要性
 - (2) 通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止の対象範囲
 - (3) 法改正による携帯電話料金の低廉化の実効性と事業者間の競争条件の適正性確保
 - (4) 第5世代移動通信システム（5G）の普及への影響
5. おわりに

1. はじめに

携帯電話は、契約数が1億7千万件を超え、国民生活において不可欠なものとなっているが、携帯電話市場は、大手携帯電話事業者3グループ（NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクグループ）が約9割のシェアを占め、公正取引委員会からは「競争が依然として十分ではない」との指摘がなされている¹。

こうした状況の下、我が国の携帯電話料金は、諸外国と比較して高い水準にあるとされ、

¹ 公正取引委員会「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」（平成30年6月）

利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境を整備することが重要とされる。

平成 30 年 8 月には、菅官房長官から、携帯電話料金について、「4 割程度下げる余地がある」旨の発言があり²、その後、規制改革推進会議や総務省の研究会において、携帯電話料金の低廉化に向けた議論が行われた。

これを受け、政府は、平成 31 年 3 月 5 日に「電気通信事業法の一部を改正する法律案」（閣法第 35 号）を閣議決定し、同日、国会に提出した。本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止する等の措置を講じようとするものである。

本稿では、本法律案の提出に至った背景・経緯を概観するとともに、本法律案の概要と主な論点を紹介したい。

2. 本法律案提出の背景・経緯

（1）電気通信役務の利用者保護のための制度整備等の経緯

ア 利用者料金の事前規制廃止と利用者保護の制度整備（平成 15 年改正）

平成 14 年の情報通信審議会答申は、電気通信事業における市場環境の変化に柔軟に対応するため、利用者向けサービスに係る規制の見直し等を行うとともに、インターネット関連など、電気通信分野の利用者トラブルが急増していることなどを踏まえ、利用者保護のためのルール整備等を行うことが必要とした。

これを受け、平成 15 年に電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」という。）等の改正が行われ、電気通信役務に係る料金その他の提供条件についての総務大臣への事前届出制が、N T T 東西の加入電話や公衆電話等を除いて廃止された。これにより、携帯電話料金についても、事前届出制が廃止され、事業者と利用者との間の自由な交渉に委ねつつ、問題が生じた場合には業務改善命令（事業法第 29 条）等によって事後的に救済を図ることとなった。

また、利用者保護の観点から、電気通信事業者及び媒介等業務受託者（いわゆる代理店）に対し、以下の義務がそれぞれ課された（平成 16 年 4 月 1 日施行）。

①事業の休廃止に関する周知義務（事業法第 18 条）

②提供条件の説明義務（同第 26 条）

③苦情等の処理義務（同第 27 条）

※代理店の義務は②のみ。

² 『読売新聞』（平 30.8.22）等

図表 1 利用者料金規制の変遷



イ 利用者保護の充実（平成 27 年改正）

平成 26 年の情報通信審議会答申は、「ICTサービスの高度化・多様化・複雑化や、利用者からの苦情・相談の件数が増加している現状を踏まえ、（中略）消費者保護ルールの見直し・充実により、安心してICTを利用できる環境の整備が必要」とし、「電気通信事業法をはじめとする関連法令の改正等、制度規律による実効性の確保を含め、具体的な制度設計を行うことが適当」とした。

これを受け、平成 27 年に事業法等の改正が行われ、上記①～③に加え、以下の規律が新たに導入された（平成 28 年 5 月 21 日施行）。

- ④契約書面の交付義務（事業法第 26 条の 2）
- ⑤初期契約解除制度（同第 26 条の 3）
- ⑥不実告知等・勧誘継続行為の禁止（同第 27 条の 2）
- ⑦代理店への指導等措置義務（同第 27 条の 3）

※代理店への規律は⑥のみ。

ウ 携帯電話料金の家計負担軽減に向けたガイドラインの策定等

さらに、総務省は、平成 27 年 12 月に「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」を取りまとめ、平成 28 年 3 月に「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を策定した。

同方針・ガイドラインでは、事業法第 29 条に基づく業務改善命令の規定の解釈・運用方針が示され、1) スマートフォンの料金負担の軽減（ライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等）、2) 端末販売の適正化等（店頭において端末販売価格の値引きや月額通信料金割引等に関する利用者の理解を促すための措置、端末の価格に相当するような行き過ぎた端末購入補助の適正化等）が図られた。

これに基づき、同年 10 月に総務省は、大手携帯電話事業者に対し、端末の購入代金を割り引く又は端末の購入を条件として経済上の利益（電子マネー、ポイント等）を提供するクーポンを送付し、同ガイドラインに沿わない不適正な端末購入補助が行われているとして、同ガイドラインに沿って端末購入補助の適正化を図るよう嚴重注意を行った。

また、平成 29 年 1 月に総務省は、同ガイドラインを「SIM ロック解除に関するガイドライン」と統合・改正し、新たに「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定した。同指針により、携帯電話事業者は、端末購入者（平成 29 年 6 月以降）に対し、関連下取り等価格（おおむね 2 年前の先行同型機種の下取り価格）以上の合理的な額の負担を求めることが適当とされた。

（２）携帯電話料金の更なる低廉化に向けた検討

これまでの総務省の取組等により、携帯電話料金は、ライトユーザ向けの料金プランが導入されるなど、一部で引下げが行われたが、諸外国と比較して、依然として高い水準にあるとの指標がある³。

こうした中、公正取引委員会は、寡占化している携帯電話市場における通信料金等の課題を指摘し、規制改革推進会議や総務省の研究会において、市場の競争促進と携帯電話料金の更なる低廉化に向けた議論が行われた。

ア 公正取引委員会の指摘（平成 30 年 6 月）

平成 30 年 6 月に公正取引委員会は、「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成 30 年度調査）」を取りまとめた。

この中で、公正取引委員会は、「総務省は（中略）ガイドラインを策定し、端末代金が実質 0 円となるような端末購入補助の是正に取り組んできている。しかしながら、現在も一部の販売代理店において、実質 0 円となるようなキャッシュバックが行われている」とし、さらには、「端末購入補助によるセット販売が依然として中心となっており、端末の大幅な値引きが行われる一方、通信料金単独では大幅には値下がりしておらず、通信役務市場の競争が十分に進んでいるとは言えない」と指摘し、通信と端末のセット販売における端末代金の大幅値引き、2 年間の継続利用を前提に料金を割り引くプラン（いわゆる 2 年縛り）、利用者を長期に拘束する効果のある残債免除プログラム（いわゆる 4 年縛り）について、独占禁止法上問題となるおそれがあるとした。

イ 規制改革推進会議の答申（平成 30 年 11 月）

平成 30 年 8 月に菅官房長官から、携帯電話料金について、「4 割程度下げる余地がある」旨の発言があり、その後、規制改革推進会議等において議論が行われた。

同年 11 月に規制改革推進会議は、「規制改革推進に関する第 4 次答申」を取りまとめ、「総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代

³ 総務省「携帯電話通信料の国際比較（OECD 調査）」（総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会」（第 1 回）配付資料 2－3「参考資料」（平成 30 年 10 月 10 日）48 頁）

理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる」とした。

ウ 総務省における研究会の緊急提言（平成 31 年 1 月）

平成 30 年 10 月に総務省は、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」（以下「モバイル研究会」という。）及び「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールを検証に関するWG」（以下「消費者WG」という。）を設置した。

平成 31 年 1 月にモバイル研究会及び消費者WGは、合同で「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（以下「緊急提言」という。）を取りまとめ、①シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現、②販売代理店の業務の適正性の確保の 2 つを軸に整理し、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた期間拘束の禁止、合理性を欠く料金プランの廃止、販売代理店の届出制の導入、社名や勧誘目的であることを明示しない等の不適切な勧誘行為の禁止等について、事業法の改正を含め、必要な措置を講じることが適当とした。

3. 本法律案の概要

こうした経緯の下で、政府は、平成 31 年 3 月 5 日に「電気通信事業法の一部を改正する法律案」（閣法第 35 号）を閣議決定し、同日、国会に提出した。本法律案の概要は、以下のとおりである。

（1）モバイル市場の競争促進（通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止）

ア 移動電気通信役務（携帯電話サービス等）を提供する電気通信事業者の指定

電気通信事業者とは、電気通信事業（電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業）を営むことについて、総務大臣の登録（事業法第 9 条）及び届出（同第 16 条）を行った者とされている（同第 2 条）。

本法律案は、「第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる電気通信役務又は同項第 3 号に掲げる電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの」を「移動電気通信役務」とし、総務大臣は、この移動電気通信役務を提供する電気通信事業者を新たな規律（次項イ）の適用を受ける者として指定することができることとする。

なお、「移動電気通信役務（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く」としている。

図表 2 事業法第 26 条第 1 項各号に基づき総務大臣により指定された電気通信役務

第26条 第1項	移動通信サービス	固定通信サービス
1号	・ MNO（大手携帯電話事業者）の携帯電話端末サービス ・ MNOの無線インターネット専用サービス ・ MVNO^注の期間拘束のある無線インターネット専用サービス ・ MVNOの携帯電話端末サービス ※いずれもプリペイドを除く。	
2号		・ FTTTH（光ファイバー）インターネットサービス ・ CATVインターネットサービス ・ 分離型インターネット接続サービス（FTTH、CATV、DSL（ADSL等））
3号	・ PHS ・ 公衆無線LANサービス ・ プリペイドサービス ・ MVNOの期間拘束のない無線インターネット専用サービス	・ DSL（ADSL等）インターネットサービス ・ FWA（固定無線アクセス）インターネットサービス ・ 電話及びISDNサービス ・ IP電話 ・ その他のインターネット接続サービス

注 MVNO（いわゆる格安スマホを提供する事業者）

（出所）総務省「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成 30 年 9 月）より作成

イ 通信料金と端末代金の分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの禁止

電気通信役務の利用者料金その他の提供条件については、原則として事前規制はない。

ただし、加入電話など、基礎的電気通信役務（事業法第 7 条）、指定電気通信役務（同第 20 条）、特定電気通信役務（同第 21 条）は、約款の届出など、一定の規制がある。

緊急提言は、「携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要である」とし、「携帯電話事業者による実効性のある料金プランの見直しが行われるよう、総務省において、最低限の基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定め、それに違反した場合には業務改善命令を行いうることとすること等について、電気通信事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当」とした。

本法律案は、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（総務大臣指定）及び届出媒介等業務受託者（第 73 条の 2 により総務大臣に届出をした代理店（後述））について、以下の行為を禁止することとしている（違反した場合：総務大臣の業務改善命令の対象）。

- ・ 携帯電話端末の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為）の契約締結の際、利用者に対し、当該移動電気通信役務の料金について、当該契約を締結しない場合におけるものより有利なものとする事その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。
- ・ 移動電気通信役務の提供に関する契約の際、利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げる事により電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者（届出代理店）に約させること。

（２）媒介等業務受託者（代理店）の届出制度の導入

媒介等業務受託者とは、電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（２以上の段階にわたる委託を含む。）とされ（事業法第 26 条（現行））、携帯電話サービスのキャリアショップ、光ファイバインターネットサービスの電話勧誘を行う事業者、携帯電話サービスや光ファイバインターネットサービスについて自ら販売活動を行う家電量販店等が該当する。

緊急提言は、「一次販売代理店の下にある二次、三次の販売代理店等を含め、事業者による指導が十分に行き届いていない状況が見られるとともに、販売代理店における独自の過度な端末購入補助や、利用者に誤認を与えるおそれのある勧誘や独自の店頭広告等の不適切な業務実態については、総務省において業務改善を命じることができない等、必ずしも適切な担保措置が講じられているとは言えない状況にある」とし、「販売代理店の存在を事業者経由で間接的に把握するのではなく、行政が直接把握するための必要最小限の制度として、届出制を導入する」とした。

本法律案は、電気通信事業者又は媒介等業務受託者（２以上の段階にわたる委託を含む。）から委託を受けて、事業法第 26 条第 1 項各号に基づき利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととしている（罰則：同第 185 条）。

（３）電気通信事業者・届出媒介等業務受託者（届出代理店）の勧誘の適正化

緊急提言は、事業者名について誤解を与える勧誘など、電話勧誘に係る苦情相談が多いことなどを踏まえ、「勧誘行為において社名や勧誘目的であることを明示しない等、利用者に誤解を与えるような電気通信事業者及び販売代理店の不適切な勧誘行為を禁止し、違反した場合には業務改善命令を行いうることとする」とした。

本法律案は、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者（届出代理店）は、事業法第 26 条第 1 項各号に基づき利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ち、その相手方（電気通信事業者である者を除く。）に対し、自己若しくは当該電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名・名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）のほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為をしてはならないこととしている（違反した場合：総務大臣の業務改善命令の対象）。

（４）施行期日、検討条項

一部の規定（準備行為等）を除き、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

また、政府は、「この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定している。

4. 本法律案の主な論点

(1) これまでの行政指導等による対応の検証と法改正の必要性

総務省は、これまでに「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」等を定め、スマートフォンの料金負担の軽減や端末販売の適正化等に向け、携帯電話事業者に対して、行政指導等を行ってきた。しかし、同指針の対象外である販売代理店において大幅な端末代金の割引が行われるなど、総務省の取組による効果は限定的なものにとどまり、公正取引委員会は、「通信料金単独では大幅には値下がりしておらず、通信役務市場の競争が十分に進んでいるとは言えない」とし、通信と端末のセット販売やいわゆる 2 年縛り・4 年縛りについて、「独占禁止法上問題となるおそれがある」としている⁴。

本法律案では、通信料金と端末代金の分離や期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの禁止を行うこととしているが、総務省は、国会審議において、これまでの行政指導等による対応の検証結果及び今回の法改正の必要性、さらには、本改正によって、公正取引委員会が指摘する「独占禁止法上問題となるおそれ」が適切に解消されるのか、これらについて明確に説明することが求められよう。

(2) 通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止の対象範囲

本法律案では、通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止の対象について、事業者の範囲は、「移動電気通信役務（当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。）の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く」とし、競争への影響が少ない携帯電話事業者は、総務省令で定める基準により除くこととしている（事業法第 27 条の 3 第 1 項）。

また、これらの規律の対象となる割引や囲い込み等の範囲については、「電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある」として総務省令で定めることとしている（同第 27 条の 3 第 2 項第 1 号、第 2 号）。

このように、本法律案によって新たに導入される規律の対象範囲（事業者、サービス）は、いずれも総務省令で定めることとされており、総務省は、国会審議において、これらの基準設定の考え方を具体的に明らかにすることが求められよう。

(3) 法改正による携帯電話料金の低廉化の実効性と事業者間の競争条件の適正性確保

本法律案は、通信料金と端末代金の分離や期間拘束など行き過ぎた囲い込みを禁止し、違反した場合には、総務大臣が業務改善命令を行うことができるとしている。

⁴ 公正取引委員会「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成 30 年度調査）」（平成 30 年 6 月）

現在、大手携帯電話事業者においては、端末価格の大部分を毎月の通信料金から値引きするセット販売が行われ、また、いわゆる2年縛りや4年縛りのように、通信契約の継続利用等を条件として、月々の通信料金の割引や端末の残債免除が行われているが、本法律案によって、通信料金と端末代金の分離等が行われ、通信料金は低下する一方で、端末代金は上昇する懸念も示されている⁵。

他方、総務省は、本法律案により、通信料金の端末代金の分離と期間拘束などの行き過ぎた囲い込みを禁止するが、これによって「通信役務の一定期間の継続利用を条件としない端末代金の割引は、一律に否定されるものではない」としており⁶、今後の事業者の対応が注目される。

こうした中、今回の法改正が、利用者の実質的な負担軽減につながるのか、その実効性が注視される所であり、総務省においては、事業者の対応状況や携帯電話料金の推移等の調査を継続的に実施・公表し、適切に対応していくことが求められよう。

さらに、MNO（大手携帯電話事業者）の携帯電話料金の引下げが行われた場合、契約数を伸ばしてきたMVNO（いわゆる格安スマホを提供する事業者）の経営への影響が懸念され、市場の競争促進の動きとは逆に作用する可能性も考えられる。MVNOがネットワーク利用のためにMNOに支払う接続料の算定方法は、事業法第34条に基づき総務省令によって定められているため、今回の法改正事項ではないが、現在、総務省の情報通信審議会及び研究会において「電気通信分野における競争ルール等の包括的検証」が行われ、その中で、接続料算定の適正性・透明性の向上について検討がなされており、事業者間の競争条件の適正性確保に向けた総務省の取組が注視される。

（４）第5世代移動通信システム（5G）の普及への影響

平成31年1月に総務省は、第5世代移動通信システム（5G）導入のための特定基地局の開設指針（電波法第27条の12に基づく総務省告示）により、5G用の周波数割当て後、2年以内に全都道府県でサービスを開始するとし、5Gの早期普及の方針を定めている。

一方で、大手携帯電話事業者は、「端末代金と通信料金が分離されたプランの普及に伴い、お客さまの端末購入時の実質負担額が増大することが想定され、また、5G普及期における対応端末の高額化が見込まれる」とし、「過度な規制は市場競争を著しく衰退させ、お客さまニーズに応じた各種サービスや端末の提供、ひいては5Gの普及促進への影響が懸念される」としている⁷。

5Gは、「超高速」に加え、「多数接続」「超低遅延」の機能を有し、あらゆるモノがつながるIoT時代において、多種多様なネットワークを形成する重要な基盤としての役割が期待されている。本年4月には、米国（シカゴ、ミネアポリス）及び韓国（全国85都市の中心地やインフラ施設）において、5Gの商用サービス開始が公表されたところであり⁸、

⁵ 『朝日新聞』（平31.3.6）、『産経新聞』（同日）

⁶ 総務省「「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言(案)」に対する意見及びそれに対する考え方」（平成31年1月17日）13頁

⁷ 同上14頁

⁸ 『日本経済新聞』（平31.4.5）等

我が国においても、同月 10 日に 5 G 周波数の 4 事業者への割当てが決定され、本年度中の実証試験を経て、2020 年春頃から 5 G の商用サービス開始が予定されている。

今後、5 G の導入が円滑に行われ、その特性をいかした新たなサービスが広く国民に提供される環境を整備するためには、上記のような携帯電話事業者の懸念につながらないよう、通信料金と端末代金の分離等を行う法改正の趣旨を十分に周知するとともに、過剰な規制とならないよう、適切に運用することが求められる。

5. おわりに

携帯電話は、社会・経済を支えるインフラとしての役割とともに、国民生活に不可欠なライフラインとしても重要な役割を果たしており、その利用のための料金負担の在り方については、国民・利用者の関心が高まっている。

こうした中、これまで総務省は、携帯電話料金の低廉化に向け、事業者に対する行政指導等を行ってきたが、公正取引委員会や規制改革推進会議の指摘等を背景として、今回、法改正により、通信料金と端末代金の分離等の措置を講ずることとしている。本法律案が、事業者の公正な競争を促進し、携帯電話料金の低廉化につながるのか、その実効性が注視される場所である。

さらに、今後、あらゆるモノがつながる I o T 時代の重要な基盤となる 5 G が普及することにより、モバイルサービスは更に高度なものとなる中で、その料金負担の在り方について、継続的なモニタリングの下、不断の検討・見直しが必要となろう。

(おおさわ あつし)